

ひと目で
分かる

相続法改正の重要

事項と金融実務への影響

ここでは、相続預金の手続きや相続対策アドバイス・提案に関わる、相続法の改正事項を整理します。各事項について、どのような規定がなされており、またどんな実務に影響するのか把握しましょう。

重要事項①

仮払い制度等の創設・要件明確化
(14～17ページ)



●押さえておくべき改正点●

- ①「家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策」…家庭裁判所の判断により、相続人は特定の預金債権の全部・一部を仮に取得できる
- ②「家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策」…各相続人は相続預金口座ごとに単独で払戻しができる

●考えられる金融実務への影響●

- ・①でも②でも、現在必要とされる相続人全員の同意は必要なくなる
- ・①の場合は、家庭裁判所の審判書や調停書に基づいて、相続預金の払戻しを行えばよい
- ・②の場合は、死亡の事実や相続人の範囲を確認する。合わせて遺言書や遺産分割協議書がないことの確認も重要になる

●施行日●

原則として、平成30年7月13日の公布日から1年以内に施行される（別途政令で指定）

重要事項②

自筆証書遺言の方式の緩和と保管制度の創設
(18～21ページ)



●押さえておくべき改正点●

- ・自筆証書遺言に添付する財産目録はパソコン等で作成できる
- ・自筆証書遺言を法務局に保管しておくことができる

●考えられる金融実務への影響●

- ・相続手続きにおいて、自筆でない財産目録を添付した自筆証書遺言が提出されたら、目録のすべてのページに署名押印されているか確認することが必要になる
- ・法務局で自筆証書遺言を保管していた場合、相続預金の払戻しでは遺言書情報証明書で相続内容を把握する。検認はないため確認不要

●施行日●

自筆証書遺言の方式緩和については平成31年1月13日から施行。保管制度については平成30年7月13日の公布日から2年を超えない範囲で施行（別途政令で指定）

重要事項③

遺留分制度に関する見直し
(22～24ページ)



●押さえておくべき改正点●

- ・遺留分権の行使により遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生する
- 考えられる金融実務への影響●
- ・預金債権が遺留分権利者のものとはならないため、金融機関は遺言のとおりに支払っても問題にはならなくなる
- ・遺言に基づく相続預金の払戻しで、遺留分の侵害や遺留分侵害額請求権の行使の確認も不要となると考えられる

●施行日●

原則として、平成30年7月13日の公布日から1年以内に施行される（別途政令で指定）

重要事項④

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策
(25～27ページ)



●押さえておくべき改正点●

- ・相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合に、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できる

●考えられる金融実務への影響●

- ・相続預金の手続きの際に、トラブルに巻き込まれないためにも、念のために特別寄与料に関する請求がないか留意することも考えられる

●施行日●

原則として、平成30年7月13日の公布日から1年以内に施行される（別途政令で指定）

〈その他押さえておくべき事項〉

改正事項（掲載ページ）	概要	影響を受ける金融実務
配偶者の居住権を保護するための方策 (28～29ページ)	配偶者の短期的な居住権と終身的な居住権が認められる	・相続対策のアドバイスや提案 ・債権回収
遺言執行者の権限の明確化	遺言執行者に預金の払戻請求権や解約申入れの権限があることが明確になる	遺言執行者との手続き
相続の効力等に関する見直し	法定相続分を超える部分の権利を取得した者は、第三者に対抗するために対抗要件を具備する必要がある	差押